

# アメリカにおける銀行と証券 (その1)・(完)

磯 谷 玲

## 目 次

### 1、はじめに

「銀行のマーケティング・フランチャイズ販売

(1) 議会

(2) FDIC

(3) OCC

(4) SEC

(5) NASD

(以上 第二十七巻第八号)

(以上 第二十七巻第七号)

II、銀行の証券業務

### 1、調査の問題意識

2、銀行の証券ブローカレッジ業務

(以上 本号)

### 3、調査の命意

SRO による規制は免除される。

(ii) 銀行系列のブローカー／トライーラーを廻じた販売。この方法では SEC やおよびブローカー／トライーラーが属する SRO によって規制される。

銀行それ自身による証券販売のケースでは、SEC や NASD や銀行の政策、実務 (practice)、手続 (procedures) が SRO のルール、規則 (regulations)、検査 (examinations) にしたがってなる。

銀行それ自身による証券販売のケースでは、SEC や NASD や銀行の政策、実務 (practice)、手續 (procedures) が SRO のルール やおよび連邦証券法の条項などにルールと合致していかぬかを検査する権限はない。

NASD は現在約 115 の銀行系列の会員を有しており、全米で約 100 の会員が銀行とのネットワーク協定 (networking arrangement) を結び、銀行に証券 (マーケティング・ファンシ) を販売するオフィスを設けている。

GAO の研究 (Banks' Securities Activities) によれば、銀行内や販売された後の金融商品

### 5、NASD

これが既に見てもた監督諸機関とはいとなら、NASD は独自の、あるいは共同した調査を行なうことはない。それで NASD については検査体制等を中心に簡単にみておこうとした。

#### ①銀行証券業務の規制

銀行および系列会社によって販売される証券を規制する方法には以下の三つがある。

(i) 銀行従業員による直接販売。これは銀行規制

期間による監督には服するが、SEC やおよび

の八八〇が NASD の間ブローカー／トライーラーにおいて執行 (conduct) われており、したがつて彼らの業者は SEC やおよび NASD のルール、規則 (regulations)、検査 (examinations) にしたがつてなる。

銀行それ自身による証券販売のケースでは、SEC や NASD や銀行の政策、実務 (practice)、手續 (procedures) が SRO のルール やおよび連邦証券法の条項などにルールと合致していかぬかを検査する権限はない。

銀行監督規則 (FRB, FDIC, OCC, OTS) は一九九三年に銀行の証券業務に関するガイドラインを採択した。

因銀行監督規則は一九九四年 1月 1日よりガイドライン (interagency statement on retail sales of nondeposit investment products) を発行した。これは投資家保護の強化と保険商品

と証券といふを混同する可能性を削減するにいたりした  
田的としていた。<sup>(38)</sup>

## ② NASD と銀行系列会社の活動

### (a) NASD の活動

NASD は從来から預金金融機関による証券販売が増大するのに伴つ公衆の混亂を懸念し、連邦証券法下での業者の責任を喚起する通達(notice)を発行してきた。また、一九九五年一月には銀行ブローカー／ディーラー問題に関する委員会を創設すべくとを決定した。

### (b) 銀行監督当局との共同

(i) 共同検査および情報の共有 一九九五年一月、NASD と銀行監督当局は検査を共同して行なうという原則に合意した。銀行系列ブローカー／ディーラーに関していえば、以下の点が含まれている。検査スケジュールおよ

び検査情報の共有、銀行監督当局の NASD 検査内容へのアクセス、銀行監督当局による明らかな証券(法)違反の NASD への回送(referral)、NASD による法律に命ぜられる明るかな逸脱行為の銀行監督当局への回送である。

(ii) 銀行従業員への資格試験の拡張 NASD は NYSE 及 MSRB もむねり、FRB 及 FDIC のスタッフと共に証券の小口販売に關係する銀行従業員への資格試験を実施できるように努力してきた。議論の結果、合意に達した内容は銀行従業員を対象とした資格試験にとどまらず、関連した資格試験や、継続的な教育、登録、記録保持要件も含まれた。<sup>(39)</sup>

### (c) NASD 規範規則

NASD は新しい規則を提案していたが (No.

tice to Members 94-94)、この提案は一九九五年九月一八日に理事会によって承認され、一九九五年二月一八日に SEC に登録された。<sup>(40)</sup>

### 公開された新規則の主な内容は以下の点

#### (i) セッティング (setting)

可能な場合には常に、ブローカー／ディーラー・サービスは小口預金業務エリアから物理的に隔離された場所で行なわれなければならない。あるいは状況下で、ブローカー／ディーラー・サービスは銀行業務とは明確に区別されなければならぬし、証券会社の名前が明確に表示されなければならぬ。

#### (ii) ネットワーク協定 銀行とブローカー／

ディーラーの間でなされる協定は双方の責任を明記し保証協定を含んだものでなければならぬ。

#### (iii) 登録員および非登録員の補償 ブローカー／

ディーラーは証券会社に登録されていない銀行従業員に対する注文回送 (referrals) に対する補償 (compensate) を行なうことはない。

(iv) 顧客情報の開示と書面による承認 口座を開設する顧客に対し、ブローカー／ディーラーは販売される商品が FDIC によって保証されない」と、銀行預金ではない」と、また銀行によって保証されない」と、さらに原本の損失を含む投資リスクにさらわされていることを開示しなければならない。

(v) 内密の金融情報の使用 ブローカー／ディーラーは、顧客が事前に書面によつて承認する場合をのぞき、銀行顧客の内密の金融情報を利用してはならない。これは顧客の名前、住所、電話番号、もしくは信用事務局 (credit bureaus) から取得できる情報には適用され

ない。

以上、議会資料によつて最近のミューチュアル・ファンド販売に関する問題点、規制当局のスタンス等を概観してきた。

アメリカは從来から資本市場の比重が相対的に大きいものとして知られてきたが、一九八〇年代以降その傾向に拍車がかかっており、金融・資本市場、あるいは金融機関は大きな変化に直面している。規制当局はこうした状況下で混乱を回避するための努力をしているといえるだろう。

わが国では、自己責任という場合、詐欺的 商品の判別や回避も含めていわれる」とがままあるが、これは誤りであろう。

上述したように、ミューチュアル・ファンドが預金商品ではないということを開示することは銀行によるミュー・チュアル・ファンド販売の前提となつてゐるが、その有効性は投資家の金融知識ま

で視野に入れて検討されている。

現在の規制方法の有効性に関する評価はわかつてゐるが、いづれも販売する金融機関の側の能動性を要求する点では共通しているのである。

まして、詐欺的行為は当初から自己責任というカテゴリーの範囲外に位置付けられている。自己責任というカテゴリーは、必要かつ重要な情報が開示された上でなされる投資判断についてのみ用いられるべきである。

## 二、銀行の証券業務

はいぬ」とを禁じている。だが、今日では FRB の解釈の変更により、銀行持株会社の一〇条子会社という形で銀行持株会社が証券業務に参入していることは周知のとおりである。

一〇条子会社の活動等に焦点を当てた研究は多いが、銀行の証券ブローカレッジ業務を検討したものはないようと思われる。これはひとつには、連邦法および証券規制によってリテールでの証券ブローカレッジ業務および関連した投資アドバイザー業務が禁じられてはこなかつたが、一般的になつたのは一九八〇年代半ば以降であるという事情によるものである。<sup>(4)</sup>

以下、これまでにもふれた九五年の米国会計検査院 (GAO) のレポートから銀行のブローカレッジ・サービスを中心紹介・検討することにしたい。

### (1) 調査の問題意識

GAO 調査の背景にある問題意識は、銀行の証券業務拡大が連邦によって保証されている銀行に法的・金融的なリスクを課しているのではないか、というものである。

銀行は自行の雇用者を用いて、小口顧客に対し証券ブローカレッジ業務を行なうことができ、この銀行は一九三四年法に基づくブローカードィーラーとしての登録と規制を免除される。

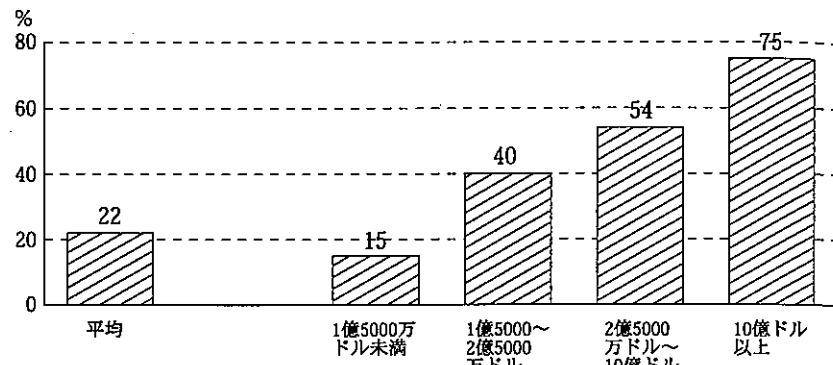
この免除が意味されるのは、こうした諸業務が通常の証券規制の枠組から外れるということである。しかも銀行による証券ブローカレッジ業務は SIPC によっては保証されない。したがつて、現行規制がその外側からかく乱されるという可能性が増大しているのではないか、ということである。これが第一の点である。

第二に、銀行それ自身が現行の証券規制体系の

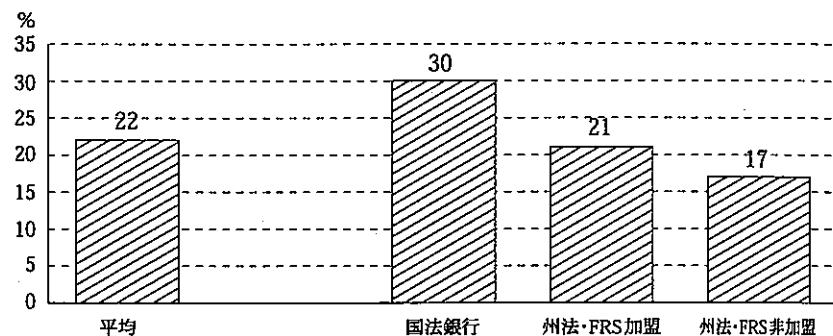
アメリカにおける銀行と証券（その3・完）

図1 小口リテール・ブロー・カレッジ・サービスを提供している銀行

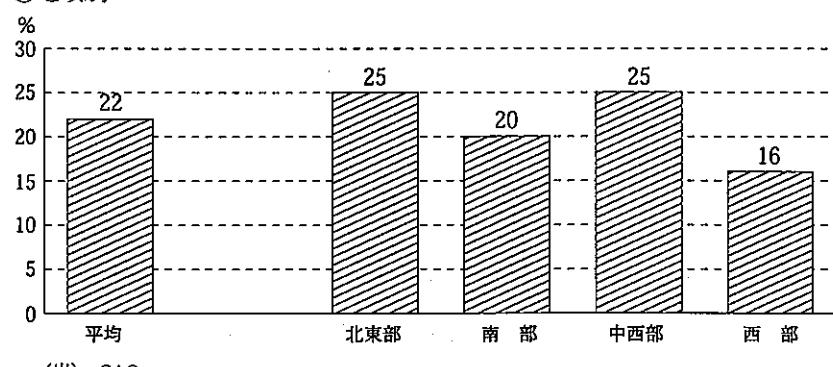
①資産規模別



②銀行タイプ別



③地域別



証券レビュー 第37巻第8号

外に位置しており、銀行監督当局がこれを監督・規制しているといつゝとから、証券規制当局と銀行規制当局とで相反する規制が行なわれる潜在的な可能性があるといふことである。

こうした問題意識がこの調査の背景にある。

(2) 銀行の証券プローカレッジ業務

ダイレクト・プローカレッジサービスを提供している銀行の数を確定するためにGAOは米国の二二〇〇以上の銀行をサンプルとして調査した。

GAOはこの調査に基づき、全米一一〇八四行の内、約一四〇〇行が小口の証券プローカレッジサービスを提供していると推測している（図1）。

小口の証券プローカレッジサービスを提供している約一四〇〇の銀行の内、二七がフル・サービ

スのプローカレッジ・サービスを提供し、五一がディスカウント・プローカレッジ・サービスを提供している。また、二一がアコモデーション・プローカレッジ・サービス（accommodation brokerage service）を提供している（図2）。

② プローカレッジ・サービス提供の経路と実態

また、一一の銀行（約一八七行、全米銀の三

%）がダイレクト・プローカレッジ・サービスを提供しているが、残りの八八%は子会社もしくはサード・パーティを通じて行なっている。

会計検査院は、ダイレクト・プローカレッジ・サービスを提供している四六の銀行に接触（四月一五日まで）した。

六行の銀行は従業員は顧客を非関係・登録プローカー／ディーラーに委託するか、あるいはサード・パーティをつうじてプローカレッジ・サービスを提供したことと返答してきた。残りの

## アメリカにおける銀行と証券（その3・完）

四〇行はダイレクト・プローカレッジ・サービスを提供していると（つまり銀行内で、自行行員によるサービスを提供していると）返答した。

一五日以降、二五行がダイレクト・プローカレッジ・サービスを提供していると回答してきた。ただし、この一二五行については、先の四〇行と異なる傾向が見い出せるとの予測が困難だったため詳細を調査することはなかった。

先の四〇行とのフォローアップでは、大多数の銀行はプローカレッジ業務を大量には行なっていないことが判明した。一六行は月当たり一〇件以下であるとし、一四行は一〇件から二五件であるとしている。また一〇行は月二五件以上であるとしている。さらに四〇行の内一行は、小口顧客に對し投資アドバイスを提供しているとしている。ただし、これは顧客が銀行のミューチュアル・ファンド・プログラムに関心を抱いた場合に限ら

れる。またいくつかの銀行は、株式や、債券、財務省証券などの売買に関心を抱いている顧客にディスカウント・プローカレッジ・サービスを提供するために、別のディスカウント・プローカレッジ部門を運営している。<sup>(44)</sup>

## (3) 調査の含意

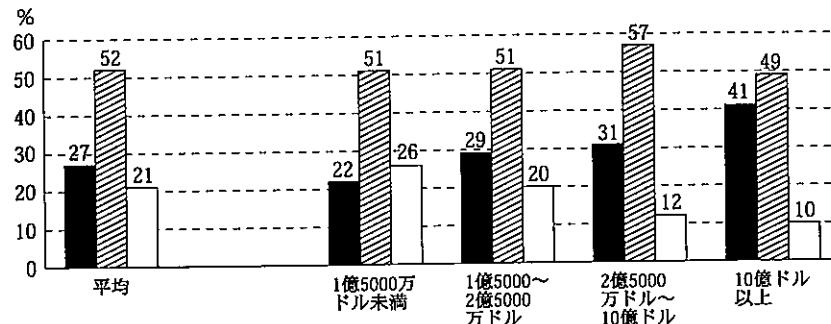
この調査は以上に紹介した以外の点についても実施されているがここでは割愛する。

本調査は銀行のプローカレッジ・サービスという点ではかなり早期の段階での調査になつており、現状では絶対的水準から見て銀行がこの業務で地歩をかためていると評価することはできないと思われる。しかし、全体的な状況を考えれば今後銀行によるプローカレッジ・サービス業務が拡大していく可能性も存在する。

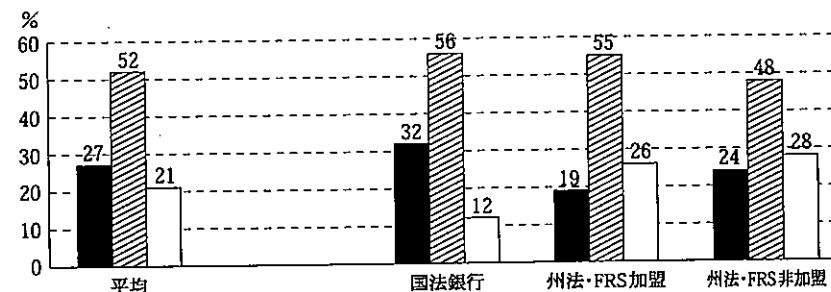
アメリカでは行政当局の判断という形で金融制

図2 銀行によって提供されているプローカレッジ・サービスのタイプ

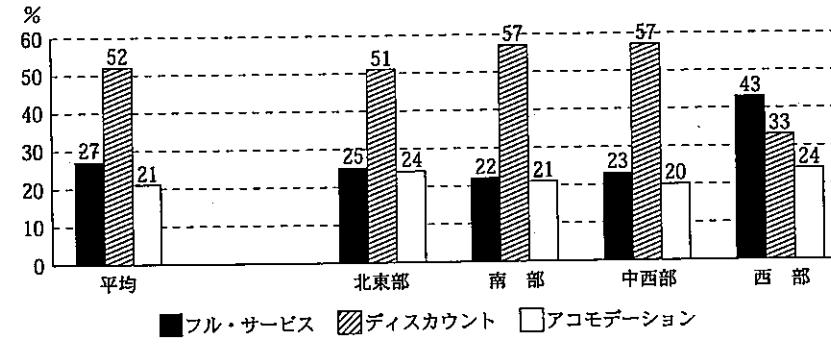
## ①資産規模別



## ②銀行タイプ別



## ③地域別



(出) GAO

度改革が実質的に進行しており、銀行の証券業務参入も活発に行なわれている。今回取り上げた「モーチュアル・ファンディング販売やプローカレンジ・サービスなどの一つである。法制度はそのままだし実態が進行していくという形になっている。

しかし、他方で規制体系といつては、銀行によるプローカレンジ・サービスという分野は法制的にも規制当局の実情把握どころでも立ち後れてしまい、この点に警鐘を鳴らすのが一つの目的であった。

既存の法体系は銀行業と証券業の分離という原則から構成されており、金融制度改革の進展といつ点からみてさもありかな点で不備が多くといわれている。銀行法改正の議論とも併せて、今後とも注目していか必要があると思われる。

- (出) ④ U. S. Congress, House, *Business Practices of FDIC-Insured Institutions Selling Non-deposit Investment Products*, June, 1996. pp. 203-205. 以下、同資料が出版の最初の頁数のみ示す。

⑤ p. 211.

- ⑥ pp. 213-215.  
GAO のレポートでは、銀行による証券リテール・プローカレンジ・サービスの提供は、一九八〇年代半ばにOCCがリテール・プローカレンジ・サービスを提供するようになってから、証券リテールの開明を出すとともに一般的ではないか、たしかだらう。GAO, *Banks' Securities Activities*, September 1995, pp. 18-19. 以下、同資料が出版の場合は頁数のみ示す。

- ⑦ P. 29. テロワードーン<sup>マク</sup>・プローカレンジ・サービスとは顧客の指示があつた場合のみ売買注文を出すサービスである。

⑧ P. 33.

⑨ P. 34.

(二年後、おもと・財政研究所主任研究員)